様式第１号

令和　　年　　月　　日

（あて先）宇都宮市長

宇都宮市住宅改修事業費補助金事前申込書

私は，補助金の申請時までに，裏面の「宇都宮市住宅改修事業費補助金」交付の要件を全て満たせることを確認し，宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により，次のとおり補助金の事前申込をします。

**１　事前申込者（工事契約・支払いをする者）　　※　太枠内を記入してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 現住所（申込時の住所） | 〒 |
| 連絡先 | 電話 |  |
| メール |  |

　※　事前申込の受付の通知は，上記記載のメールアドレスあてに（メールアドレスがない場合は郵送により）お知らせします。通知は受付の日からおおむね２日以内に送付します。

**２　補助対象住宅　　 ※　太枠内を☑・記入してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | □同上　　□その他(以下に所在地を記載)〒宇都宮市 |

（注意事項）

・　事前申込書は，工事契約日以前に提出してください。

・　本申込をもって補助金の交付を確約するものではありません。工事完了後に提出いただく交付申請書類の審査後に，補助金の交付又は不交付を決定し，書面で通知します。

**※　裏面も☑・確認してください。**

**３　必須工事の内容　　※　実施予定の工事を☑してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 工　事　内　容 |
| □ | 断熱改修（窓） | ○窓の断熱改修工事○次世代省エネ基準（平成２８年基準）を満たすことが必要 |
| □ | 断熱改修（屋根，外壁，天井，内壁，床） | ○屋根，外壁，天井，内壁，床の断熱改修工事○次世代省エネ基準（平成２８年基準）を満たすことが必要 |
| □ | バリアフリー改修 | ○住宅内部や住宅と外部をつなぐ通路等への手すり設置，段差解消，通路面の滑り防止・円滑化等のための材料変更○引き戸等への扉の取替え○和式から洋式への便器取換え，洋式便器の向き・高さの変更 |
| □ | 防犯性向上 | ○「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品（ＣＰマーク付き製品）を使用した工事 |
| □ | 他の住宅改修補助制度を利用する工事 | ○他の住宅改修補助制度※の対象となる工事 |
| □ | 間取り変更（多子世帯のみ） | ○居室，収納の増設等の間取りを変更する工事○２人以上の子（うち１８歳未満のものが１人以上）と同居する世帯のみが対象 |
| □ | 増設（多世代同居のみ） | ○台所，浴室，トイレ又は玄関の増設工事で，改修後にこれらのどれか２つ以上が複数（既存のものを含む。）になる工事○世帯員の直系血族が２世代以上で同居する世帯のみが対象 |
| □ | 太陽熱温水器設置 | ○「（一社）ベターリビング」による優良住宅部品の認定を受けた太陽熱温水器（ＢＬ付き製品）を新たに設置する工事 |
| □ | 地域活用に向けた間取り改修 | ○住居の一部を集会所，子どもや高齢者の居場所等，地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事 |

※　木造住宅耐震改修補助金・木造住宅耐震化効果促進補助金（建築指導課）

　　重度身体障がい者住宅改造費補助金（障がい福祉課）

　　高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金・介護保険における居宅介護住宅改修費・居宅支援住宅改修費の支給（高齢福祉課）

「宇都宮市住宅改修事業費補助金」の要件

・　市に住民登録があること。

・　住宅の所有者又は当該所有者の二親等以内の親族あること。

・　工事を実施した住宅の所在地に所有者又は当該所有者の二親等以内の親族の住民登録があること。

・　工事に要した費用を支払うものであること。

・　過去に同一の住宅について補助金の交付を受けていないこと（所有者が変わっていれば可）。

・　市税を滞納がないこと（申請者と住宅の所有者が異なる場合は，その所有者についても同様）。

・　自治会に加入していること。

・　世帯員全員が，宇都宮市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。